

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十一月二十一日奈良県指令高土第二六一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月九日高土第八四二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年二月九日高土第三四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂七丁目一四〇番一、一四〇番二、一四〇番三、一四〇番四、一四〇番五
及び一四〇番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目二九番地の二
株式会社関西ハウジング 代表取締役 西浦克至

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂七丁目一四〇番六
水路 香芝市逢坂七丁目一四〇番六の一部